

明治国際医療大学受託研究に関する取扱規則

平成4年10月8日制定
平成5年4月15日改正
平成6年9月8日改正
平成10年7月9日改正
平成13年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成22年7月1日改正
平成23年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成28年4月1日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、明治国際医療大学（以下「本学」という。）の施設・設備等を利用して行う、企業等外部から研究、試験、調査等（以下「研究等」という。）を受託する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(主 管)

第2条 受託研究とは、学外から委託を受けて、本学教職員が行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

第3条 研究等の受入れは、すべて本学において取り扱うものとする。

(適用除外)

第4条 この規則は、法令の規程に基づき国又は地方公共団体の事務処理を受託された法人の行うその委託に係るもので実費弁償によりおこなわれているものについては適用しない。

(準用規程)

第5条 この規則に定めるもののほか、「医薬品の臨床試験の実施に関する基準」（G C P）「医療用具の臨床試験の実施に関する基準」（医療用具のG C P）に関する試験・調査の委託については、別に「明治国際医療大学附属病院治験実施取扱規則」を定める。

2 「医薬品の市販後調査の実施に関する基準」（G P M S P）に関する試験・調査の委託については、別に「明治国際医療大学附属病院医薬品市販後調査実施取扱規程」を定める。

第2章 研究の委託

(受託研究の申込み)

第6条 学外者で研究等を希望する者（以下「委託者」という。）は、文書（別紙様式第1号）により本学に対し申し込むものとする。

(受託研究の申請)

第7条 前条により研究等の申込があったときは、当該研究等を担当する者（以下「受託研究責任者」という。）は、共同研究者を組織し、受託研究受入申請書（別紙様式第2号）およびその他の参考資料を添えて学長に対して申請しなければならない。

(委託研究の承認)

第8条 学長は、第7条の申請があったときは、その内容を審査し、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の業務に支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。

(委託料の算定)

第9条 受託研究責任者は、第7条の規定に基づき受託の申請をする場合、あらかじめ当該研究等に必要経費を算出し、委託者の同意を得るものとする。

2 受託研究責任者は、委託料のうち、総額の10%を管理経費として徴収することに努めるものとする。なお、徴収した管理経費は本学に納付する旨を申し出なければならない。

(受入の決定)

第10条 学長は、研究等の受入を承認したときは、受託研究承認通知書（別紙様式第3号）により受託研究責任者に通知するものとする。

(契約の締結)

第11条 研究等の受入れの場合、学長は委託者と受託研究契約書（別紙様式第4号）により契約を締結するものとする。

2 前項の契約は、いかなる場合でも第3条に基づき本学と委託者の間で締結するものとする。

3 受託研究の契約に際しては、次の事項を契約書に記載しなければならない。

(1) 研究課題及び内容

(2) 受託研究責任者名

(3) 受託期間

(4) 経 費（委託研究経費）

(5) 工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的所有権）に関する事項

(6) 受託研究の中止に関する事項

(7) その他実施に関する必要事項

4 前項第3号の期間は、契約の日から1か年以内を原則とし、特に必要あるときは、契約を更新することができる。

5 第3項第5号の研究等の結果生じた工業所有権は、原則として本学の所有に属するものとする。

第3章 受託研究経費

(受託研究経費等の取扱い)

第12条 本部事務局経理課は、委託料の納入を受けたときは、次に定めるところによりこれの保管および経理を行うものとする。

2 本部事務局経理課は、研究題目ごとに受託研究収支簿（別紙様式第5号）を備え付け、証拠書類に基づき、収入・支出を明らかにすること。

3 受託研究責任者は、本学の物品購入申請手続に基づき受託料処理を行うものとする。

(委託研究費等の納入)

第13条 委託者は、原則として指定した期日までに本部事務局経理課に委託料を納入しなければならない。なお、受託業務完了後、余剰金が発生した場合はこれを返還する。

2 委託者の都合により、研究等の全部または一部を取消す場合は、未使の委託料を返還するものとする。但し、本学に寄付申込書(別紙様式第6号)により寄付の申請があった場合は、これを受け入れることができる。

3 受託研究責任者または本学の都合により、受託業務実施中において、研究等を中止することができる。なおこの場合、未使用の委託料については返還することがある。

(経費・期間の変更)

第14条 研究等の実施中、特に多額の費用を要し、委託料に不足を生ずると認めたととき、および研究等の期間の変更を必要と認めたとときは、委託者と協議のうえ契約の変更を行えるものとする。

第4章 施設・設備等の管理

(施設・設備等の改造禁止)

第15条 研究等のため施設・設備等の大規模な改造は、これをしてはならない。

2 許可を受けて小規模な改造を行った場合および破損した場合には、すべて受託研究責任者の責任において原状に復しなければならない。

(提供物品等の管理)

第16条 研究等のため委託者から提供された物品等の管理・取扱い等については、契約時に定めるものとする。

第5章 研究等に付随する事項

(研究等の報告)

第17条 受託研究責任者は、研究等が完了したときは、実績報告書の写しをあらかじめ学長に提出のうえ、正本を委託者に提出するものとする。なお、研究等の全部または一部を変更し、若しくは取消し、または中止したときも同様とする。

(研究等の発表)

第18条 研究等に関する成果を公表するときは、受託研究責任者または共同研究者がこれを行うこととする。

(免責)

第19条 受託研究責任者および本学は、次に掲げる場合には、委託者の受ける損害に対しその責を負わないものとする。

(1) 提供を受けた物品が試験・検定等の間に滅失又はき損したとき。

(2) 委託者が受託契約に基づく責務を完全に履行しないことを受託研究責任者および本学が認めて、研究の中止をしたとき。

(3) 天災その他やむを得ない事由により、受託した研究等を遂行できないとき。

(物品の取扱い)

第20条 受託研究責任者は、委託料により取得した機器・図書・消耗品等については研究等完了後速やかに本学に寄付申込書(別紙様式第6号)により寄附の手続きをするもの

とする。

- 附 則 この規則は、平成4年10月8日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成5年4月15日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成6年9月8日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成10年7月9日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成22年7月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。